

公告

令和6年9月20日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1. 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。豊橋市民病院管理運営委託業務プロポーザル実施要領17(3)により契約を別けて行うため、「豊橋市民病院院内保育所管理運営委託業務仕様書(一般保育)※1」と「豊橋市民病院院内保育所管理運営委託業務仕様書(病児保育)※2」の、それぞれを参照すること。

※1 一般保育：豊橋市民病院院内保育所管理運営委託業務仕様書(一般保育)による業務をいう。以下同じ

※2 病児保育：豊橋市民病院院内保育所管理運営委託業務仕様書(病児保育)による業務をいう。以下同じ

(3) 委託期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

※ただし、契約締結日から令和7年9月30日までは準備期間とし、管理運営業務を行うのは令和7年10月1日からとする。

(4) 契約上限金額

一般保育金300,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)、病児保育金75,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)それぞれを上限とし、これを超えた提案は無効とする。

※契約は一般保育・病児保育それぞれ単価契約とする。

2. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿(物品等)において、大分類「役務の提供等」中分類「その他の業務委託」小分類「その他」の営業種目に登録されていること。

イ 認可保育所の管理運営実績及び病児・病後児保育事業の運営実績がいずれも3年以上あること。(業務委託契約による管理運営も含む。)

ウ 過去3年以内に児童福祉法第46条第3項に規定する改善命令又は、同条第4項に規定する事業停止命令及び社会福祉法第56条第6項に規定する措置命令を受けていないこと。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 国税、県税及び市税が未納でないこと。

3. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-8570

愛知県豊橋市青竹町字八間西50 豊橋市民病院事務局管理課

電話：0532-33-6277

ファックス：0532-33-6177

電子メールアドレス：hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市民病院ホームページからダウンロードする。

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア. 提出期限

令和6年10月11日(金)午後5時必着

イ. 提出場所

(1)に同じ

ウ. 提出部数

1部

エ. 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

オ. 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア. 提出期限

令和6年11月8日(金)午後5時必着

イ. 提出場所

(1)に同じ

ウ. 提出部数

11部(正本1部、副本10部)

※副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

エ. 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

(5) 現地視察会の開催

本プロポーザルに係る現地視察会を次のとおり開催するので、参加希望者は(1)担当部局に電話にて連絡すること。

※参加・不参加による評価の影響はない。

※当日の質問は受け付けない。

ア. 開催日時

令和6年10月22日(火)から令和6年10月25日(金)予定

視察時間30分(日時はこちらで指定します。)

イ. 集合場所

(1)に同じ

ウ. 参加人数

2名以内

4. 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市民病院院内保育所管理運営委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査(プレゼンテーション、ヒアリング)

日程 令和6年11月18日(月)から令和6年11月29日(金)のいずれかの日
時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5. 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

- ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- エ. 見積金額が実施要領に示した契約上限金額を超える提案
- オ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位
日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約の別について
「豊橋市民病院院内保育所管理運営委託業務プロポーザル実施要領」17（3）により契約を別けて行うため留意すること。
- (4) その他詳細は「豊橋市民病院院内保育所管理運営委託業務プロポーザル実施要領」による。